

保護者様

甲斐市立敷島中学校
校長 中 満 一 幸

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法により、生徒が下の感染症にかかった場合は出席停止となります。

この措置は、お子さまが十分休養して早く病気を治すためと、他の生徒への感染を防ぐためのものです。出席停止期間は欠席にはなりません。医師から登校の許可が出るまでは、自宅で十分に療養してください。

なお、回復して登校する際は、下の登校許可書に医師の証明をいただき、学級担任に提出してください。

	病 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準
第 二 種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認められるまで

登校許可書

敷島中学校 年 組 氏名

① 診断名 ()

② 出席停止期間 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

上記の疾病において感染のおそれなくなりましたので、登校を許可します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印